

毎月の
保険料は

報酬(給与等)

保険料率

と
決まります!

みなさんの毎月の給与から引かれる(控除される)保険料は、標準報酬月額に健保組合ごとに設定された保険料率をかけて算出します。被保険者の標準報酬月額は、毎年7月1日現在で決め直されます。

保険料の計算方法

毎月の保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率

賞与の保険料 = 標準賞与額 × 保険料率

毎月の保険料は、被保険者の報酬(給与等)を、保険料計算がしやすいようにあらかじめ定められた50等級(58,000円~1,300,000円)に分類した標準報酬月額にあてはめ、保険料率を乗じて算出します。また、年3回まで支給される賞与からも保険料が控除され、賞与が支払われた月ごとに標準賞与額(1,000円未満は切り捨て、年度累計額573万円を上限)に保険料率を乗じて算出します。なお、年4回以上支給される賞与については、標準報酬月額の算定対象となります。

●報酬とは…

給与、通勤定期券代、残業手当や住宅手当など、被保険者の労働の対償として支給されるもの。慶弔金などの臨時収入は報酬に含みません。

標準報酬月額は年1回決め直されます

標準報酬月額は、毎年4・5・6月の3カ月間の報酬をもとに、7月1日現在で決め直されます。これを**定時決定**といい、ここで決定した標準報酬月額は、その年の9月1日(10月分給与から控除)から翌年の8月31日まで適用されます。

次のような場合も決め直されます

定時決定以外に、次のようなケースが生じたとき、標準報酬月額が決め直されます。

資格取得時決定

就職したときに受ける給与(初任給等)により、標準報酬月額が決定されます。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了して職場復帰した被保険者が、短時間勤務等で報酬が変動したとき、被保険者の申し出により決め直されます。

随時改定

昇給や降給等により、3カ月間の報酬の平均額が2等級以上変わる場合は、定時決定を待たずに決め直されます。新しい標準報酬月額は、変動月から4カ月目に適用されます。

育児休業等終了時改定

育児休業等期間を終了して職場復帰した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合で、短時間勤務等で報酬が変動したとき、被保険者の申し出により決め直されます。

